

りそな年金研究所

企業年金ノート

【本題】確定給付企業年金の2018年度財政決算結果について	P1
【コラム】年金バイアウトについて	P7

確定給付企業年金の2018年度財政決算結果について

1. はじめに

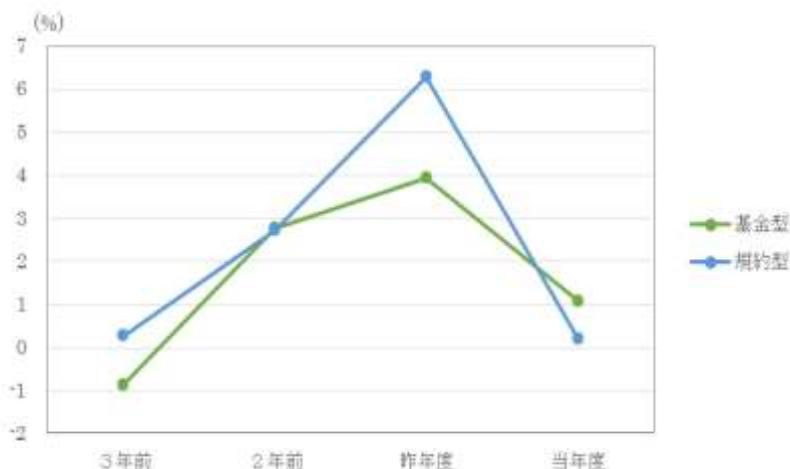
弊社に総幹事業務を委託いただいている確定給付企業年金制度の2018年度財政決算結果（資産運用利回りおよび積立比率等の分布状況など）について、過去の推移を交えながら解説いたします。なお、基金型については2019年3月末決算（全57件）を、規約型については2018年9月末決算、2018年12月末決算、2019年3月末決算および2019年6月末決算（全962件）を対象に集計しております。

2. 資産運用利回りおよび予定利率について

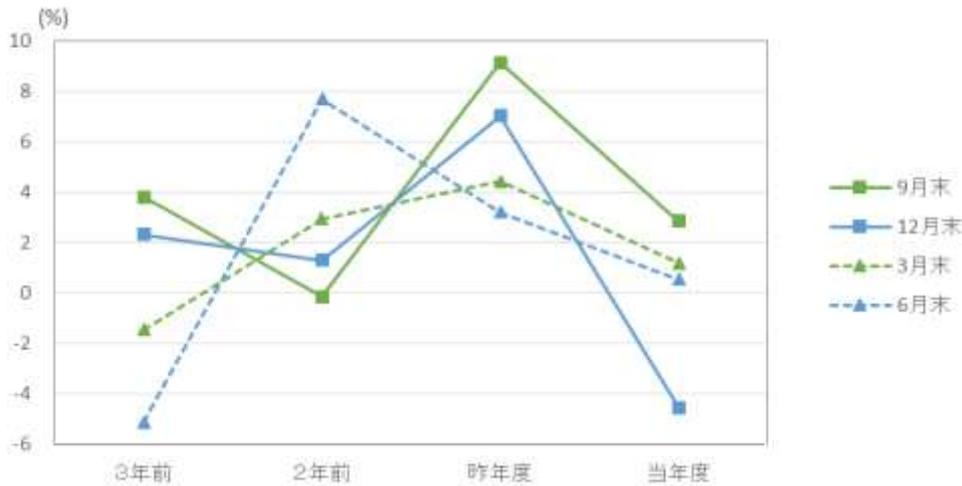
資産運用利回り（運用報酬控除後の時価ベース利回り）平均値の推移は〈図1-①〉および〈図1-②〉の通りです。資産運用利回りの平均は基金型で1.09%（昨年度3.95%）、規約型で0.22%（昨年度6.29%）となり、昨年度から低下しました。規約型の決算期毎の推移を見ると、昨年度は2017年9月末決算9.16%、2017年12月末決算7.04%、2018年3月末決算4.45%、2018年6月末決算3.23%であったのに対し、今年度は、2018年9月末決算2.87%、2018年12月末決算△4.53%、2019年3月末決算1.20%、2019年6月末決算0.55%となっており、今年度の資産運用利回りは、昨年末にかけて国内外の株価が下落したことなどもあり、2018年12月末決算ではマイナスとなり、その他の全ての決算期においても昨年度を下回っております。

また、資産運用利回りおよび掛金率の算定に用いる予定利率の分布状況は、〈図2-①〉および〈図2-②〉の通りです。予定利率は年2.5%を中心として分布していますが、今年度の資産運用利回りは基金型、規約型ともに大半が予定利率も下回っていることが分かります。

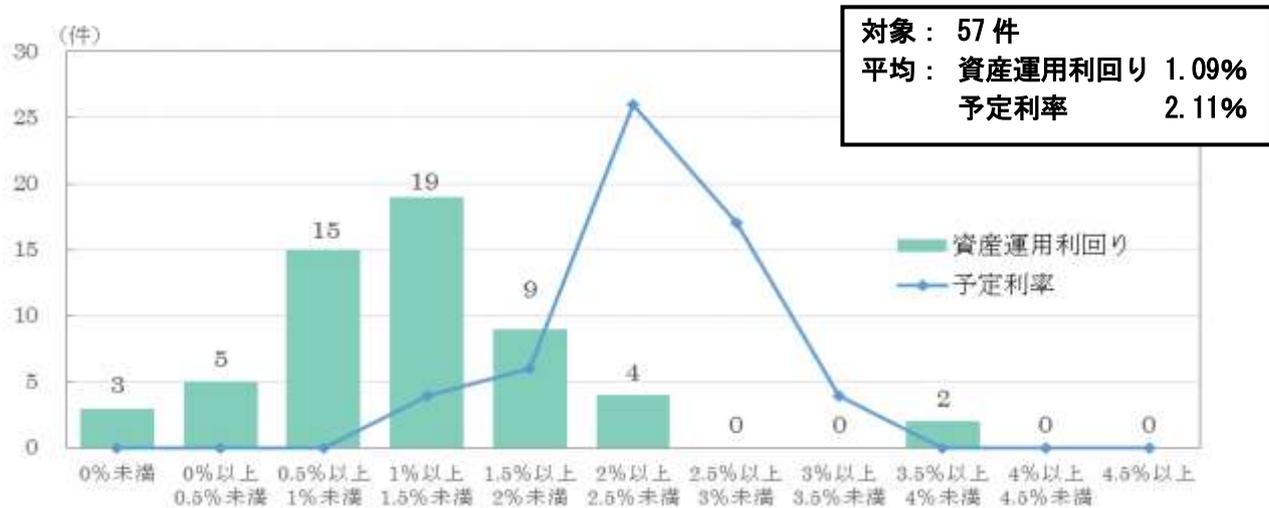
〈図1-①〉資産運用利回り平均値の推移



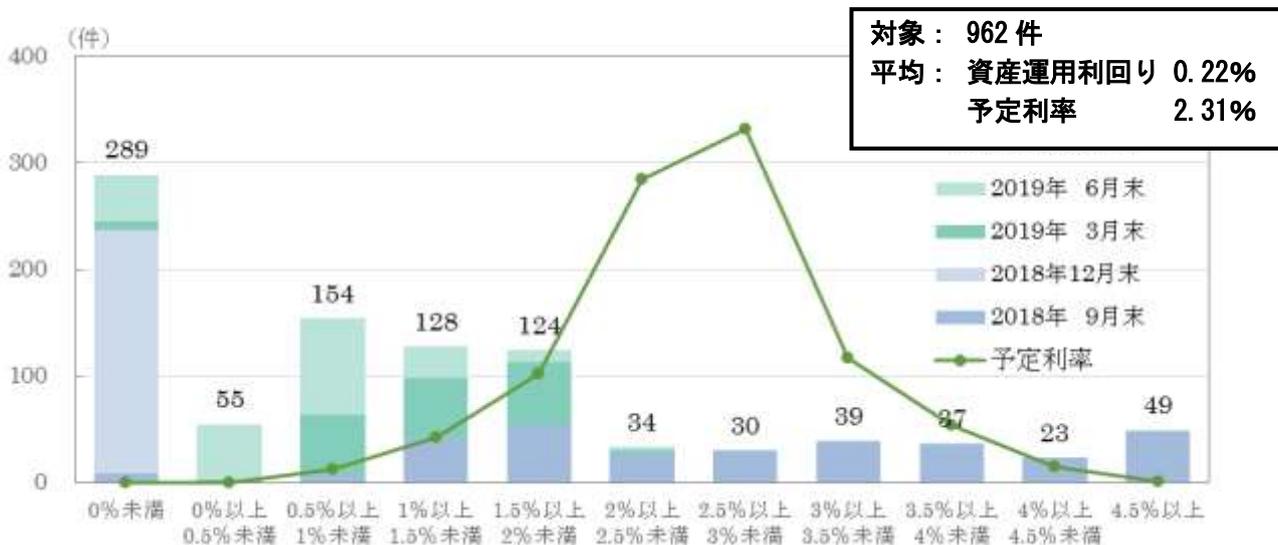
＜図1－②＞規約型の四半期ごとの資産運用利回り平均値の推移
 (2018年9月末決算、2018年12月末決算、2019年3月末決算、2019年6月末決算)



＜図2－①＞基金型における資産運用利回りおよび予定利率の分布状況 (2019年3月末決算)



＜図2－②＞規約型における資産運用利回りおよび予定利率の分布状況
 (2018年9月末決算、2018年12月末決算、2019年3月末決算、2019年6月末決算)



過去 10 年間の資産運用利回りおよび予定利率の平均値の推移は、〈図3-①〉および〈図3-②〉の通りです（規約型は 3 月末決算のみを対象に集計）。当年度の資産運用利回りは、昨年末にかけて国内外の株価が下落したことなどもあり、基金型・規約型いずれも運用環境が好調に推移した昨年度の実績を下回る結果となりました。予定利率は、財政運営の安定志向を反映して、ここ 10 年間は一貫して低下傾向にあります。昨年度は資産運用利回りの平均値が予定利率の平均値を上回っていましたが、今年度は運用環境が昨年と比べて低調に推移したことなどにより、資産運用利回りの平均値が予定利率の平均値を下回りました。

〈図3-①〉基金型における資産運用利回りと予定利率の推移（2019年3月末決算）



〈図3-②〉規約型における資産運用利回りと予定利率の推移（2019年3月末決算）



（注）3 月末決算のみを対象に集計。

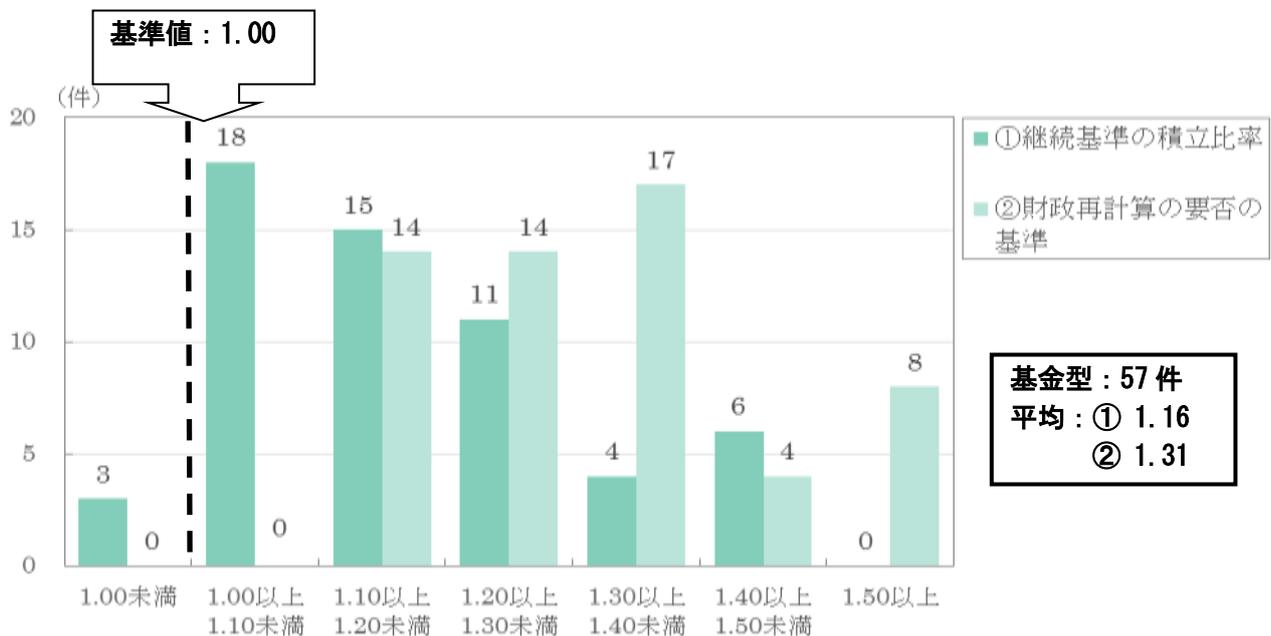
3. 継続基準の積立比率について

〈図4-①〉および〈図4-②〉は、継続基準の積立比率（＝純資産額÷責任準備金）の分布状況です。継続基準の財政検証は、年金制度が今後も継続していく前提で将来の給付を賄うため必要な額（責任準備金）に対して積立金を十分保有しているかどうか検証するものであり、当該比率が1.00以上であることが求められます。ただし、1.00を下回っていても、財政再計算の要否の基準（＝（数理上資産額＋許容繰越不足金）÷責任準備金）が1.00以上であれば、財政再計算の実施を留保することができます。

「継続基準の積立比率」が基準値を下回る制度は基金型で3件（昨年度：1件）、規約型で67件（昨年度：40件）と、昨年度に比べ増加しました。一方で、「財政再計算の要否の基準」において基準値を下回る制度は基金型で0件（昨年度：0件）、規約型で7件（昨年度：4件）と、大半の制度において財政再計算の実施を留保することができる結果となりました。

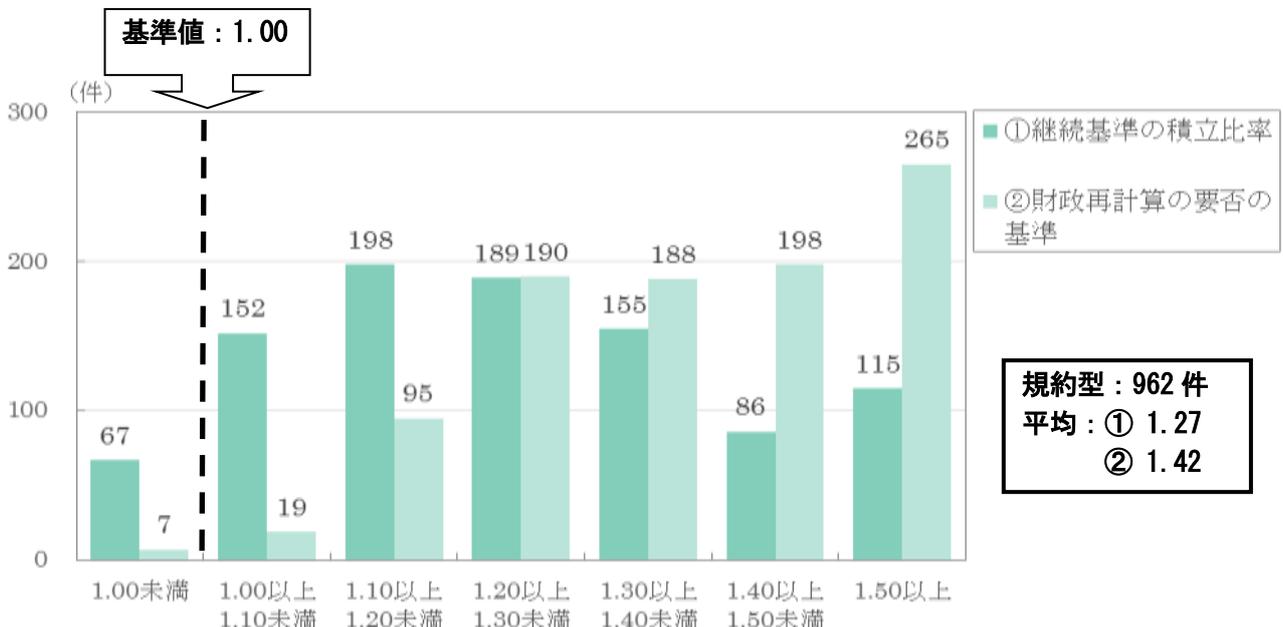
なお、リスク対応掛金の導入など新たな財政運営基準が導入されたことに伴い2018年1月1日を基準日とする財政計算より順次責任準備金の算定方法が変更されており、従来よりも責任準備金が積立金に近い額となるため、今後は継続基準の積立比率の変動が抑制されていくことが見込まれます。

〈図4-①〉基金型における継続基準の積立比率の分布状況（2019年3月末決算）



〈図4-②〉規約型における継続基準の積立比率の分布状況

（2018年9月末決算、2018年12月末決算、2019年3月末決算、2019年6月末決算）

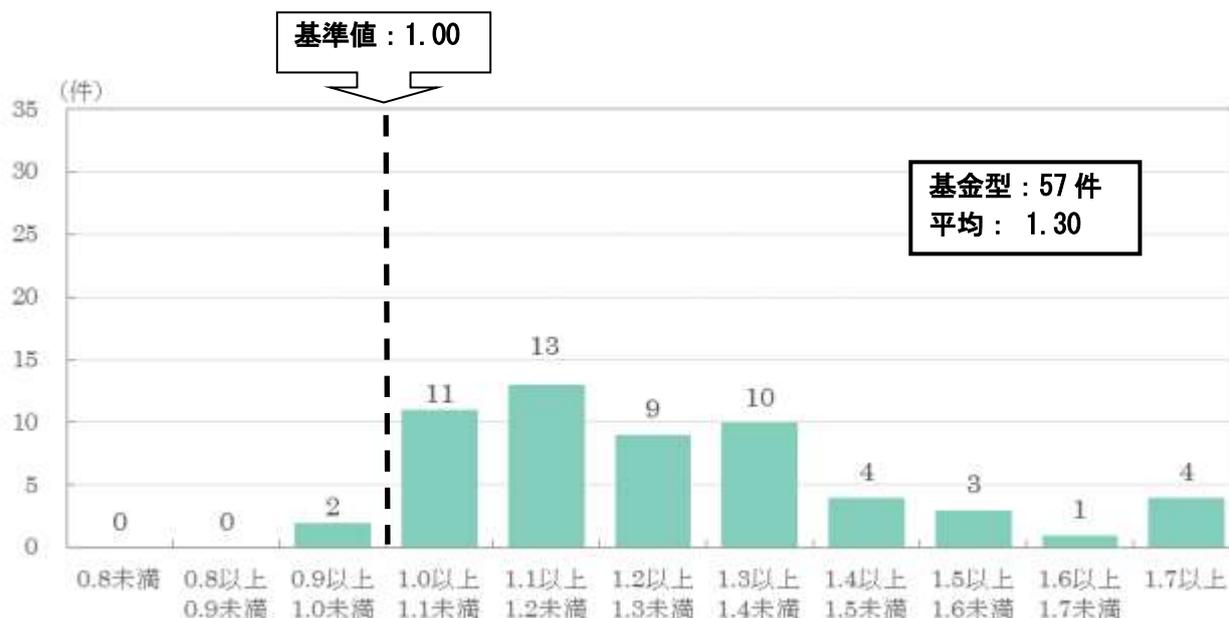


4. 非継続基準の積立比率について

〈図5-①〉および〈図5-②〉は、非継続基準の積立比率（＝純資産額÷最低積立基準額）の分布状況です。非継続基準の財政検証では、年金制度を終了した場合に既に発生しているとみなされる債務（最低積立基準額）に対し積立金を十分保有しているか検証するものであり、当該比率が1.00以上であることが求められます。

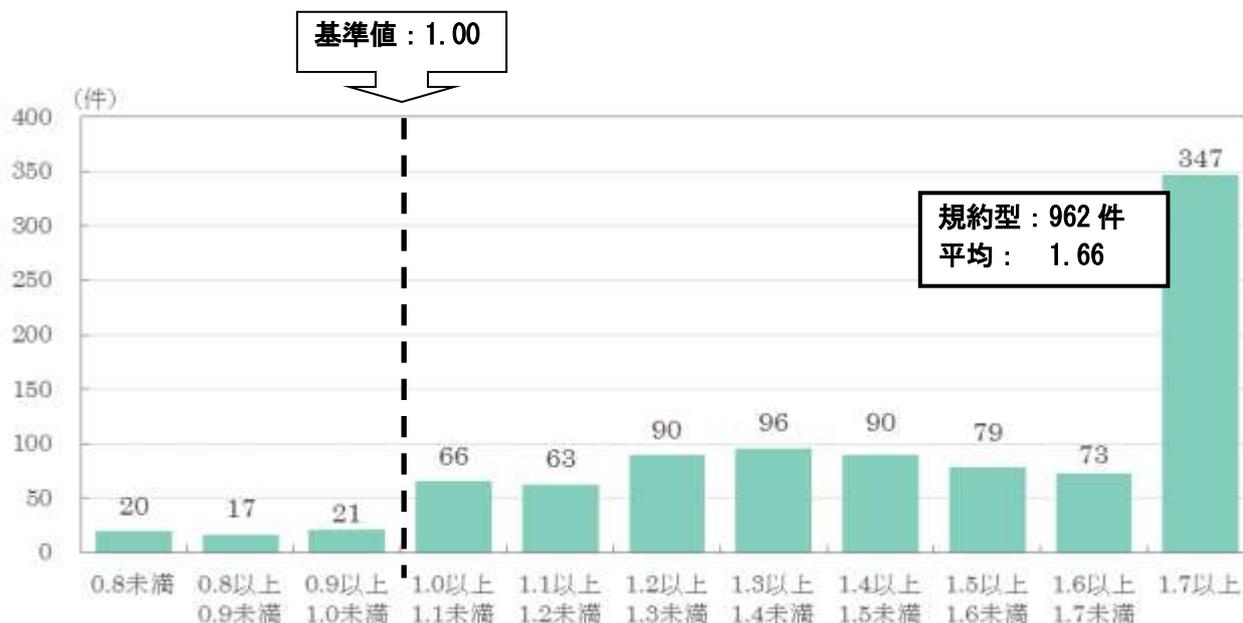
2018年度の積立比率の分布状況は、基金型においては全体の約96%（昨年度：93%）が、規約型においては全体の約94%（昨年度：93%）が基準値を上回っております。また積立比率の平均値は、基金型1.30（昨年度：1.45）、規約型1.66（昨年度：1.72）でした。運用環境が低調に推移したことで積立比率は低下しましたが、昨年度までの好調な運用環境により積み上げた剰余の水準が高い制度が多かったため基準抵触には至らず、それに加えて特別掛金の拠出等に伴い昨年度基準値を満たさなかった制度の一部が基準値を上回ったため、基金型・規約型いずれも基準値を上回った制度の割合は上昇しました。

〈図5-①〉基金型における非継続基準の積立比率の分布状況（2019年3月末決算）



〈図5-②〉規約型における非継続基準の積立比率の分布状況

（2018年9月末決算、2018年12月末決算、2019年3月末決算、2019年6月末決算）

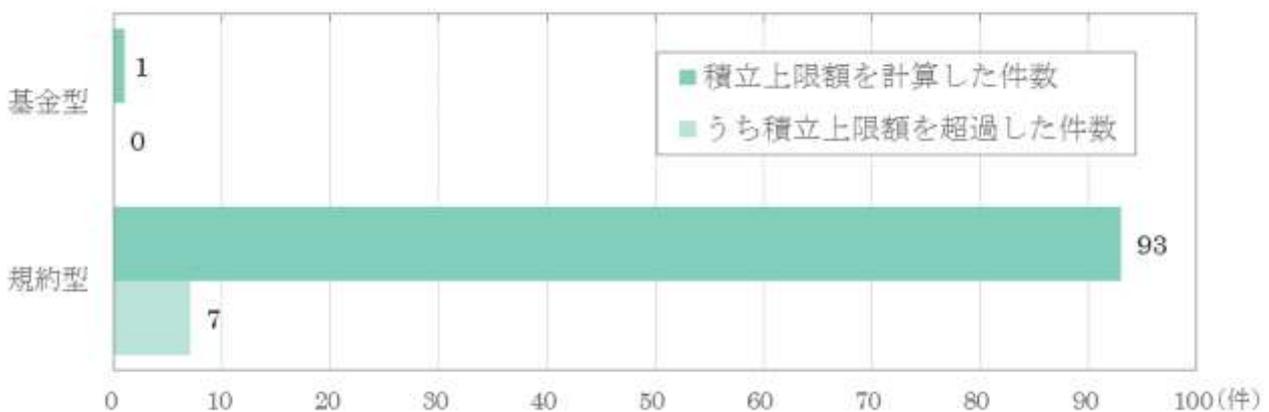


5. 積立超過の財政検証について

積立超過の財政検証では、数理上資産額が積立上限額を超過していないかどうかを検証します。積立上限額は、「積立上限額算出のための数理債務」と最低積立基準額のいずれか大きい額を1.5倍した額ですが、「積立上限額算出のための数理債務」は、より保守的な見込みで計算するため、財政検証における数理債務の額以上となります。そのため、数理上資産額が財政検証における数理債務と最低積立基準額のいずれか大きい額を1.5倍した額を上回らない場合は、数理上資産額が積立上限額以下となることが確実となるため、積立上限額の計算は不要とされています。

〈図6〉は、基金型、規約型において積立上限額を計算した件数および積立上限額を超過した件数です。積立上限額を超過した制度は、基金型で0件（昨年度：0件）、規約型で7件（昨年度：5件）でした。積立上限額を超過した場合は、遅くとも当該事業年度の翌々事業年度の最初に拠出する分から、掛金を一部または全部停止しなければなりません。

〈図6〉積立超過の財政検証の状況



6. まとめ

2018年度は年度全体で見ると運用環境が低調に推移したことから、継続基準の積立比率は昨年度より低下し、基準値を下回る制度が昨年度に比べ増加しました。一方で、これまでに発生した剰余金で積み立てた別途積立金を十分に有している制度が多いことから、ほとんどの制度で財政再計算の実施を留保することができました。なお別途積立金については、財政再計算を行うことにより取り崩して掛金率を引き下げることも出来ますが、同時にリスクバッファとしての機能が失われることになるため、将来の不足金発生により、財政再計算の実施が必要になる可能性が高まる点に注意が必要です。

非継続基準の積立比率についても、継続基準と同様に低下しています。また、足元の国債の利回りは依然低位で推移していることから、最低積立基準額の算出に使用する予定利率の低下に伴い最低積立基準額は増加し、非継続基準の積立水準は低下することも予想されます。なお、2018年6月に非継続基準に抵触した場合における「積立比率方式による特例掛金」の計算方法が変更され、2019年4月以降を基準日とする財政決算より順次適用されていますが、この変更により特例掛金の拠出が必要と判定されるケースが増加しています。これらを踏まえ、特に非継続基準に抵触している、あるいは抵触しそうな制度については、特例掛金の発生を抑えるために、特別掛金の早期の償却やリスク対応掛金の導入等により、積立水準の引き上げを検討されることが望ましいと考えます。

(年金業務部 年金信託室 武田 雅成)

年金バイアウトについて

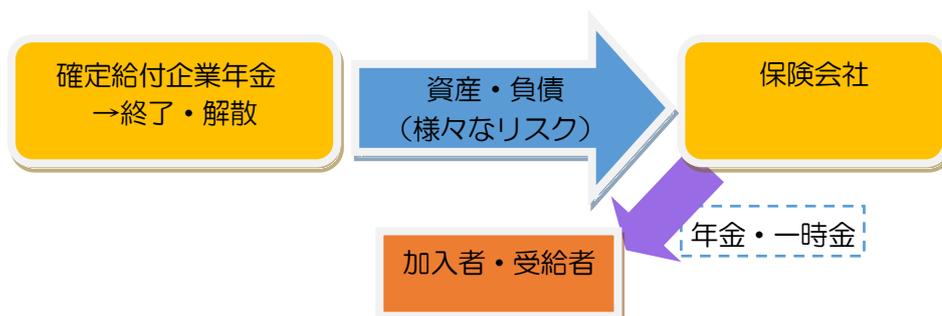
第 108 回のコラムのテーマは、「年金バイアウト」に関する、とある信託銀行の新人営業担当者「Aさん」と、その上司「B課長」とのディスカッションです。

Aさん：先日、お客さまから、「最近『年金バイアウト』という言葉をよく耳にするが、一体どういうものなのか説明してほしい。」と聞かれましたが、恥ずかしながら、お客さまの質問に即答できませんでした。年金バイアウトについてご教示いただけますか。

B課長：年金バイアウトとは、確定給付企業年金（DB）の年金資産と負債を引き渡すことにより、リスクを他者へ移転するスキームのことだよ。英国や米国では確定給付型の制度から確定拠出型の制度への移行の際に、年金バイアウトの手法を活用する取り組みが進んでいるようで、今年の5月には厚生労働省の企業年金・個人年金部会で話題に挙がっているよ。

Aさん：「リスクを他者へ移転する」とはどういうことでしょうか。

B課長：DBにおけるリスクには、年金資産の運用リスク、財政上の基礎率と実績との乖離リスク、他には終身年金を実施している先では長寿リスク等があるよね。これらのリスクをDBの実施者である企業や基金から切り離し、他のものに引き渡すことだよ。このときの引き渡し相手としては保険会社が挙げられるよ。



Aさん：なるほど。英国や米国ではどうして年金バイアウトの手法を活用する取り組みが進んでいるのでしょうか。

B課長：その質問に答える前に、DBにおけるリスク軽減の手段ってどんなことが考えられるかな。

Aさん：過去の加入期間に相当する部分を含めた給付減額や確定拠出年金（DC）への移行でしょうか。

B課長：そうだね。他には、リスク分担型企業年金の導入やDBの制度終了、解散もリスク軽減の手段になり得るね。このように、日本においては、必要な要件を満たせば過去分の給付減額やDC移行が可能であり、リスク軽減の手段がいくつかあるけれども、一方で英国や米国では、企業年金における過去分の給付減額や過去分を含めたDC移行が認められていないんだ。さらには、終身年金を実施している制度が多いことも年金バイアウトが活用されている背景となっているんだ。

Aさん：当然かもしれませんが、日本と海外では事情が異なるんですね。年金バイアウトを実施している国では、年金バイアウトを行いリスクを切り離れた後は、DBを実施していた企業は加入者、受給者への支払義務も免れるのでしょうか。

B課長：加入者や受給者を含めたDBの制度全体を移転対象とした場合はその通りだね。DBの年金資産と負債の双方を保険会社に引き渡し、DB自体は制度終了もしくは解散することになり、加入者や受給者への支払義務は引き渡した保険会社が負うことになるんだ。したがって、企業会計上においても、DBの資産・負債はオフバランスされることになるよ。

Aさん：確かにリスクが軽減されますね。加入者、受給者は、年金バイアウト前後で何か変化はあるのでしょうか。

- B課長：移転前の DB の制度内容を引き継ぐことになるため、移転時点で確定した給付内容に変化は生じないよ。また、DB では、母体となる企業の経営状況や経営方針により給付が減額されるリスクがあるけれども、年金バイアウトが行われると、その給付についてはもう企業側の都合で減額が行われることはなくなるね。加入者、受給者にとっては、DB から実質的な一時金を受け取り、それを保険会社に再拠出し、個人年金保険契約を結ぶというイメージになるかな。
- Aさん：あれ？保険会社と個人年金保険契約を結ぶイメージということですが、もし、日本で年金バイアウトを導入することになったとき、年金バイアウト後に保険会社から年金や一時金の給付を受ける際に係る税金はどうなるのでしょうか。例えば、日本では DB から支給される老齢給付金（年金）には公的年金等控除が適用されますが、保険会社へ移転した後に保険会社から支給される年金給付にも同じく公的年金等控除が適用されることになるのでしょうか。それとも、通常の個人年金保険の年金給付と同様に公的年金等控除は適用されないのでしょうか。
- B課長：良いところに気付いたね。Aさんが今指摘したことは、年金バイアウトを日本に導入する際の課題の一つとして挙げられているんだ。移転前の DB の制度内容を引き継ぐことを想定しているため、移転後に保険会社が支給することになる年金給付や一時金給付は支給額だけでなく、税制上も DB と同様の給付という位置づけを担保するための措置を講じる必要があるのではないかとされているよ。
- Aさん：そうなんです。他にも日本への導入における課題はあるのでしょうか。
- B課長：保険会社への資産の移転に係る課税の取扱いやバイアウト・プレミアムと呼ばれる保険会社へ支払う手数料の算定基準をどうするか、制度によっては債務額を大幅に上回るバイアウト・プレミアムを支払うことになり、大きな負担になることが考えられるよ。また、年金バイアウトを個人年金保険への移転と考えた場合、バイアウト・プレミアムの損金算入等の企業の法人税の取扱いについても課題があるね。さらには、支払義務を引き継いだことによる保険会社の受託者責任の取扱いをどうするかなどもあるかな。引き継いだ後に保険会社が倒産してしまえば元も子もないからね。
- Aさん：導入への課題はたくさんあるんですね。課長が先ほどおっしゃったように、日本ではリスク軽減の手段が他にもあるため、日本での導入見込みは薄いのでしょうか。
- B課長：そんなことはないよ。年金バイアウト導入によるメリットはたくさんあるよ。例えば、現行の法令では、DB が制度終了や解散した際は残余財産を分配金として受け取ることにしているよね。このときに、一時金としてではなく年金として受け取りたい場合には、企業年金連合会に分配金を移換することにより、通算企業年金を受給することができるけれど、現行の DB の給付を保証したい場合には年金バイアウトの方がこの目的に合致する手段になるよ。また、終身年金を実施している企業が長寿リスクの負担は避けたい場合、単に終身年金を廃止するのではなく、年金バイアウトを活用することで受給者への終身年金を継続するという選択肢が生まれることも期待できるよ。
- Aさん：確かにそうですね。単に制度を終了するのではなく、年金バイアウトのスキームを用いて給付を継続することができれば、より加入者や受給者のためになりますね。
- B課長：そうだね。今後年金バイアウトに関する議論が行われていくことも考えられるので、最新の話題をキャッチアップして、お客さまにタイムリーな情報を提供できるようしっかり勉強していこう。
- Aさん：はい。分かりました。

(信託ビジネス部 糸本 昌彦)

企業年金ノート 2019(令和元)年 10月号 No.618

編集・発行：株式会社りそな銀行 年金業務部 年金信託室 りそな年金研究所
〒540-8607 大阪府大阪市中央区備後町 2-2-1
TEL: 06-6268-1830 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp



りそな銀行ホームページ(企業年金・iDeCoのお客さま): <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>
りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.secure.force.com/>
確定拠出年金スタートクラブ: <https://dc-startclub.com/>